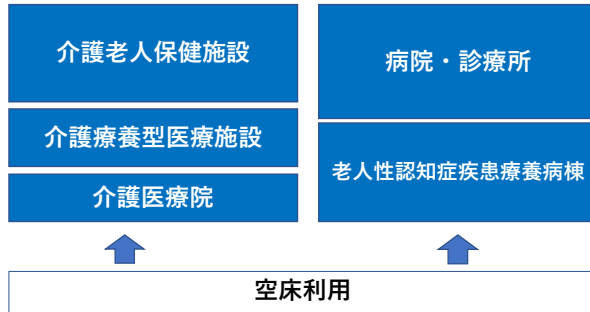


短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)

病状が安定している要介護者等について、介護老人保健施設、介護医療院その他の厚労省令で定める施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことをいう



- ① 疾病に対する医学的管理
- ② 医療機器の調整・交換
- ③ リハビリテーション
- ④ 認知症患者への対応
- ⑤ 緊急時の受け入れ
- ⑥ 急変時の対応
- ⑦ ターミナルケア

※ 特定短期入所療養介護 ⇒ 難病・末期がんの要介護者が対象、日帰り利用（3時間以上8時間未満）
 ※ 人員基準は本体施設の基準を満たす必要あり（短期入所療養介護の問題では覚える必要なし）

1

短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)

短期入所療養介護と短期入所生活介護の共通点

短期入所療養介護	介護支援専門員は短期入所療養介護および短期入所生活介護を利用する日数が 要介護認定有効期間 のおおむね 半数 を超えないようにしなければならない
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	4日以上 にわたり継続して入所する利用者については、管理者が短期入所療養介護計画および短期入所生活介護計画を作成しなければならない
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	利用者の心身の状況や病状、 家族 の疾病、冠婚葬祭、出張等、利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、サービスを受ける必要がある者を対象に提供する。
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	おむつ代は保険給付の対象
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	虐待などの特別な事情の場合、利用定員を超えて入所させることができる
短期入所生活介護	

2

短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)

種類の違い

短期入所療養介護	空床利用
短期入所生活介護	単独型、併設型、空床利用型

連続利用の違い

短期入所療養介護	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している場合、短期入所療養介護費を算定することは できない
短期入所生活介護	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している場合、短期入所生活介護を受けている場合は 減算 になる

教科書によって書いてある内容が異なります。

- ・短期入所生活介護も「算定できない」となっている場合もある。
- ・調べた範囲では短期入所療養介護は「算定できない」、短期入所生活介護は「減算」が正しいと思います。
- ・どちらにしても逆だったら×で判断（できない⇒できる、減算になる⇒減算にならない）

3

よく出る加算

	名称	内容
加算	送迎加算	送迎を行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断により、BPSDにより在宅生活が困難な者の緊急受け入れをした場合に 7日 を限度に算定。
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者にサービスを提供した場合に算定。 (認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は不可)
	緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないが、緊急の理由が必要と介護支援専門員が認めた利用者を受け入れた場合、サービスの利用開始日から 7日(やむを得ない事情がある場合は14日) を限度に算定。 (認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は不可)
	個別リハビリテーション実施加算	多職種が共同して個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合。
	重度療養管理加算	常時頻回の喀痰吸引を行うなど一定の手厚い医療を必要とする状態の 要介護4から5 の利用者に、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合。

4

問題 39 短期入所療養介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 喀痰吸引を必要とする要介護高齢者は、介護老人保健施設での短期入所療養介護を利用できない。
- 2 短期入所療養介護には、ターミナルケアも含まれる。
- 3 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画にない短期入所療養介護を緊急に行った場合に、7日を限度として算定できる。
- 4 投薬以外の診療を行ってはならない。
- 5 介護老人保健施設において多職種で共同して個別リハビリテーション計画を作成し、実施した場合には、個別リハビリテーション実施加算を算定できる。